

青森県報

第三千二百十三号

平成二十二年
三月十九日
(金曜日)

目次

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(障害福祉課) …… 一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) …… 二
海岸保全区域の指定の一部改正……………	(漁港漁場整備課) …… 三
公 告	
農地保有合理化事業規程の変更の承認……………	(構造政策課) …… 五
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) …… 五
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………	(漁港漁場整備課) …… 五
右 ……	(同) …… 五
右 ……	(同) …… 六
選挙管理委員会	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………	(事務局) …… 六
監査委員	
監査結果に対する措置の公表……………	(事務局) …… 七
公安委員会	

告 示

青森県告示第百六十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) …… 七

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	年月日
公益社団法人 地域医療 振興協会	公益社団法人 地域医療 振興協会	公益社団法人 地域医療 振興協会	公益社団法人 地域医療 振興協会	指定障害福祉サービス事業者 主たる事務 所在地	変更日
東京都千代田区平河三丁目六の三	東京都千代田区平河三丁目六の三	東京都千代田区平河三丁目六の三	東京都千代田区平河三丁目六の三	障害福祉サービスの種類	平成 三・三・一
重度訪問介護	居宅介護	重度訪問介護	居宅介護	障害福祉サービス事業所	
公益社団法人 地域医療 振興協会 保健福祉センター	公益社団法人 地域医療 振興協会 保健福祉センター	公益社団法人 地域医療 振興協会 保健福祉センター	公益社団法人 地域医療 振興協会 保健福祉センター	名称	
下北郡東通村大字砂子二丁目一七	下北郡東通村大字砂子二丁目一七	下北郡東通村大字砂子二丁目一七	下北郡東通村大字砂子二丁目一七	所在地	
三・三・一		三・三・一			

青森県告示第百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
良会 医療法人三		ム有限会社 ケイ商事		ム有限会社 ケイ商事		社会福祉法 人幸仁会	
二二青 二丁森市 二の目新 の町		一な青 八森市 の二は 一丁目ま 六目		一な青 八森市 の二は 一丁目ま 六目		五新青 六森市 の字大 一平岡	
相談支援		介重度 護訪問		居宅介 護		生活介 護	
森指定 中央業相 所談支		ほヘル ののパー 一シヨ のボイ のンス		ほヘル ののパー 一シヨ のボイ のンス		日ゆき 中わり 部荘	
八二青 二丁森市 一の目新 の町	二二青 二丁森市 二の目新 の町	一かメ七ケ青 Bゾの丘森 一あ五二市 〇す目自	丘ウほ七ケ青 内スのの丘森 自由の六二市 ケ八目自由	一かメ七ケ青 Bゾの丘森 一あ五二市 〇す目自	丘ウほ七ケ青 内スのの丘森 自由の六二市 ケ八目自由	一新青 〇森市 二大 二平岡	五新青 六森市 の字大 一平岡
〃		〃		三・三・一		三・二・一	

次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
指定障害福祉サービス	有限会社フレッツシユミちのく	つがる市稲垣町三沼米橋三七の	障害福祉サービス	グループホ	つがる市稲垣町沼崎幾代崎四七	平成三・三・三
社会福祉法人みちのく福祉会	むつ市大字奥内一字大室平九一	知的障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設	むつ市大字奥内一字金谷沢一の二九	〃
社会福祉法人シオン福祉会	青森市大字駒込字深沢五一四	身体障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設	青森市大字駒込字深沢五一四	三・三・六
特定非営利活動法人タイラ虹	八戸市大字田面の二三三	自立生活訓練（生活訓練）	自立生活訓練	デイサービスセンター	八戸市城下一丁目二の二	三・三・一

青森県告示第百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分

下北八戸
大畑漁港
大畑
釣屋浜
二枚橋
孫次郎

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年三月十九日

次のように改正する。

昭和三十八年六月二十五日青森県告示第五百五号(海岸保全区域の指定)の一部を

青森県告示第七十二号

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三六 須藤 広志	新深浦町第五区域 同組合の地区協	総トン数十トン 未満の漁船によ
西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三七 勢州谷 武夫	新深浦町第四区域 同組合の地区協	総トン数十トン 未満の漁船によ
西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一五 川村 雅弘	野牛区域 野牛漁業協同組	総トン数十トン 未満の漁船によ
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二二八 石戸谷 淳	野牛区域 野牛漁業協同組	総トン数十トン 未満の漁船によ

上湊間野村

基点一〇	基点一九	基点一八	基点一七	基点一六	基点一五	基点一四	基点一三	基点一二	基点一一	基点一〇	基点九	基点八	基点七	基点六	基点五	基点四	基点三	基点二	基点一	基点一〇	基点九	基点八	基点七	基点六	基点五	基点四	基点三	基点二	基点一										
基点一〇から一五五度一七三	基点一九から一三九度一八一	基点一八から一三七度一七一	基点一七から一三一度一六一	基点一六から一三〇度一五五	基点一五から一二九度一四九	基点一四から一二八度一四三	基点一三から一二七度一三七	基点一二から一二六度一三一	基点一一から一二五度一二五	基点一〇から一二四度一一九	基点九から一二三度一一三	基点八から一二二度一〇七	基点七から一二一度一〇一	基点六から一二〇度九五	基点五から一一九度八九	基点四から一一八度八三	基点三から一一七度七七	基点二から一一六度七一	基点一から一一五度六五	基点一〇から一一四度五九	基点九から一一三度五三	基点八から一一二度四七	基点七から一一一度四一	基点六から一一〇度三五	基点五から一〇九度二九	基点四から一〇八度二三	基点三から一〇七度一七	基点二から一〇六度一一	基点一から一〇五度五	基点一〇から一〇四度五	基点九から一〇三度五	基点八から一〇二度五	基点七から一〇一度五	基点六から一〇〇度五	基点五から九十九度五	基点四から九十八度五	基点三から九十七度五	基点二から九十六度五	基点一から九十五度五

に改める。

公 告

チの地点	東経 北緯	一四一度一〇分四〇秒 五二六二三分五八秒〇
ツの地点	東経 北緯	一四一度一〇分四三秒 三七一七度一〇分四三秒
テの地点	東経 北緯	一四一度一〇分二六秒 七五六四度二分二七秒四
トの地点	東経 北緯	一四一度一〇分一八秒 六六七一度四分四一秒一
	東経 北緯	一四一度一〇分一八秒 四一四度四分四一秒一
	東経 北緯	一四一度一〇分一八秒 九五四度四分四一秒一

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により公告する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる

事業をいう。）
研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
五所川原市	飯詰	沢田の一部

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、横浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域農林局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、奥戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、平内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成二十二年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、二六四人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六〇、五二八人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
 - 東津軽郡選挙区 二四、二二一人
 - 西津軽郡選挙区 一九、四五六人
 - 南津軽郡選挙区 二〇、六〇五人
 - 北津軽郡選挙区 二五、〇六四人
 - 上北郡選挙区 八六、六六四人
 - 三戸郡選挙区 六五、一四〇人
 - 青森市選挙区 二五一、七七六人
 - 弘前市選挙区 一五三、四六九人
 - 八戸市選挙区 一九七、一八八人
 - 黒石市選挙区 三〇、七五五人
 - 五所川原市選挙区 六二、四五一一人
 - 十和田市選挙区 五四、一八五人
 - 三沢市選挙区 三三、四六八人
 - むつ市選挙区 六八、三九一人
 - つがる市選挙区 三一、七〇六人
 - 平川市選挙区 三八、六二六人

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成22年 2月 8日付け青森県報号外第 4号及び平成22年 2月12日付け青森県報第 3198号で公表した監査の結果について、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 3月19日

青森県監査委員 泉 山 哲 草
同 元 木 篤 子
同 相 川 正 光
同 三 橋 一 三

平成22年 2月 8日付け青森県報号外第 4号

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県商工会連合会 八戸商工会議所	知事の承認を受けず、経費の配分を変更しているものがある。	監査結果を踏まえ、今後は補助金交付要綱等に鑑み、適正な事務執行に努めるよう、文書で通知するとともに、他の補助金交付団体に對しても、同様の通知を行った。

平成22年 2月12日付け青森県報第3198号

監査箇所名	監査結果	措置の内容
西北地域県民局 地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	「収入未済金対策要綱」に基づき、滞納者検討会議を定期的に開催して効果的な指導方法を検討し、家庭訪問等による償還指導を強化することや、償還発生を未然に防止する取組を実施することとした。
	扶助費において、支給金額が誤っているものがある。	平成22年 1月 4日返納通知書を発送した。誤りを防止するため、決裁ルートに副課長と副担当を加え、チェック体制の強化を図ることとした。

西北地域県民局 地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	養育医療や生活保護等の制度利用者等に対する説明を行い、十分に理解してもらうとともに、納入・返還等について適切な指導を行い、収入未済が生じないよう努める。また、収入未済が生じたときは、収入未済解消対策会議に諮り、未納ケースの分析と具体的対策の検討を行うとともに、訪問指導等により粘り強く納入指導を続けることにより、収入未済の解消に努める。
--------------------	----------------	--

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第一号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定」を「第一項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十五条の二第四項の規定により公安委員会に提出する高齢運転者等標章の返納に関する書類は、前掲届出をする者の住所地を管轄する警察署以外の警察署を経由することができる。

第九条第二項中「法第四十九条の二第五項」を「法第四十九条の五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（高齢運転者等標章の返納手続）

第九条の二 法第四十五条の二第四項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、高齢運転者等標章返納届（別記様式第五号の二）に高齢運転者等標章を

添えて、公安委員会に提出しなければならない。
別表第一ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の項の次に次のように加える。

肝臓機能障害	一級から三級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
--------	-------------	------------------

別表第二一般国道百三号線の項中

を	青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地一まで
---	-----------------------

に改め、同表一般国道二百七十九号線の項中「青森県上北郡野辺地町字松ノ木平二六番一七から」を「青森県むつ市横迎町一丁目二番一号から」に、「青森県むつ市金曲一丁目八番六号まで」を「青森県上北郡野辺地町字松ノ木平二六番地一七まで」に改め、同表一般国道三百三十八号線の項中「青森県三沢市四丁目一丁目一四五番三九二号から」を「青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮一六二から」に、

を	青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二六番地六まで
---	------------------------

に改め、同表同項の次に次のように加える。
青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二六番地六まで
青森県むつ市中央二丁目五番二九号から
青森県むつ市横迎町一丁目九番一七号まで

一一般国道四百五十四号線	青森県八戸市大字長苗代字内舟渡一〇二番地七から 青森県八戸市大字長苗代字化石五二番地三まで
県道むつ尻屋崎線	青森県むつ市上川町二三七番地一から 青森県下北郡東通村大字尻屋字村中三四番地まで

別表第一県道三沢十和田線の項中「青森県上北郡おいらせ町上久保六三番地四三三まで」を「青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢九一番地二五五まで」に改め、同表同

項の次に次のように加える。

県道大鰐浪岡線	青森県黒石市大字中川字篠村二一番地二から 青森県青森市浪岡大字浪岡字若松三九番地まで
県道橋向五戸線	青森県八戸市大字市川町字菅谷地九〇番地から 青森県八戸市大字市川町字市川三九番地五まで

別表第二県道八戸百石線の項の次に次のように加える。

県道青森浪岡線	青森県青森市第一問屋町二丁目一四番地三から 青森県青森市第一問屋町二丁目二六七番地一まで
---------	---

別表第二県道八戸環状線の項を次のように改める。

県道八戸環状線	青森県八戸市大字市川町字長七谷地二番地一四四から 青森県八戸市大字市川町字和野前山一七番地八〇四まで 青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢一番地六九から 青森県八戸市大字根城字牛ヶ沢一三番地まで
---------	--

別表第二県道弘前環状線の項の次に次のように加える。

県道青森環状野内線	青森県青森市大字荒川字柴田一二六番地六から 青森県青森市大字野木字野尻三七番地四六一まで
-----------	---

別表第二県道十和田三戸線の項の次に次のように加える。

県道荒川青森停車場線	青森県青森市大字荒川字柴田一一一番地三から 青森県青森市大字荒川字藤戸一二七番地四まで
------------	--

別表第一県道戸来十和田線の項の次に次のように加える。

県道赤川下北停車場線	青森県むつ市大曲三丁目三三番地から 青森県むつ市下北町五番一号まで
------------	--------------------------------------

県道尾駮有戸停車場線	青森県上北郡野辺地町字向田三〇三番地一から 青森県上北郡野辺地町字向田三三八番地まで 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二八一番地三から 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一番地五一まで
------------	--

県道下北停車場線	青森県むつ市下北町四番一三三号から 青森県むつ市中央二丁目六番一三三号まで
----------	--

別表第二市道前田小田線の項の次に次のように加える。

市道根城前田線	青森県八戸市大字根城字西ノ沢三六番地二二から 青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内二九番地二まで
市道和田野前山田ノ 沢線	青森県八戸市大字市川町字和田野前山一七番地六〇三から 青森県八戸市北インター工業団地五丁目一二〇番地先まで
市道八戸北インタ ー工業団地二一 号線	青森県八戸市北インター工業団地五丁目一二〇番地先から 青森県八戸市北インター工業団地五丁目一〇一番地先まで

別表第二市道岡三沢下田線の項中「青森県三沢市堀口一丁目一番一号から」を「青森県三沢市下久保三丁目一番地一〇号から」に改め、同表同項の次に次のように加える。

町道雲雀線	青森県上北郡野辺地町字向田一一七番地三から 青森県上北郡野辺地町字向田一一七番地三八まで
村道原々種農場弥 栄平線	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字上弥栄平四八四番地九か ら 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字弥栄平二五六番地一まで

別記様式第五号の次に次の様式を加える。

青 森 県 公 安 委 員 会 殿	
氏 名	高 齢 運 転 者 等 標 章 返 納 届
標 章 番 号	第 号
返 納 の 理 由	<input type="checkbox"/> 該当事由がなくなったため。 <input type="checkbox"/> 亡失した標章を発見したため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
摘 要	

別記様式第五号の2 (第9条の2関係)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月十九日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭